

福祉法人恵寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵寿会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の額)

第3条 法人の役員に対する報酬は、下記に定める額とする。

理事長の報酬は月額とし別表1に定める。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

(別表2)

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬は支払わないものとする。

(別表2)

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、施設職員旅費規定を準用する。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、

この規定を適用することができる。

第8条 この規定を改正する必要があるときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は平成 年 月 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬
理事長報酬（月額）	600,000円

別表 2

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬（日額）	8,000円
監事業務報酬（日額）	8,000円